⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒108―8255 東京都港区港南５―５―30 東京入国管理局用度課用度係　島村　太士 電話03―5796―7104
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から平成26年１月９日17時00分まで上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の提出期限　平成26年１月30日17時00分まで
⑷　開札の日時及び場所　平成26年１月31日15時00分　東京入国管理局庁舎12階入札会場
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成26年１月24日17時00分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kimitoshi Sato Obligating Officer Director General of Tokyo Regional Immigration Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : ①Electricity to be used in Tokyo Regional Immigration Bureau : Contracted power 1,120 kW : Estimated annual consumption of 3,358,000 kWh. ②Electricity to be used in Yokohama District Immigration office, Tokyo Regional Immigration Bureau : Contracted power 274 kW : Estimated annual consumption of 1,175,000 kWh
⑷　Delivery period : From 1 April 2014 through 31 March 2015
⑸　Delivery place : ①Tokyo Regional Immigration Bureau, 5―5―30 Kounan Minatoku Tokyo. ②Yokohama District Immigration Office, Tokyo Regional Immigration Bureau, 10―7 Torihama-cho Kanazawa-ku Yokohama City kanagawa
⑹　Qualifications for participation in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order conceming the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order conceming the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in “Manufacture of products” or “Sele of products” in terms of the quailfication for participating in tenders by Organizations in the Kanto・Koushinetu area related to the Ministry of Justice (Single qualifications for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015. ④Have Permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have Registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law. ⑤Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2. ⑥Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cobinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　30 January 2014.
⑻　Contact point for the notice : Futoshi Shimamura, Supply Section, Tokyo Regional Immigration Bureau, Ministry of Justice, 5―5―30 Kounan Minatoku Tokyo 108―8255 Japan. TEL 03―5796―7104

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月19日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　本清　耕造
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第99号
１　調達内容
ただし、平成26年度予算成立を条件とする。
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び予定数量　外務省研修所他で使用する電気の供給一式
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
⑸　需要場所　入札説明書及び仕様書による。
⑹　入札方法　入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当省が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の総価を入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
⑹　その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑺　入札説明書の交付を受けた者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　梶原　大佑　電話03―3580―3311　内線2137
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　入札参加を希望する者は、平成26年２月６日午後５時までに上記３⑴に示す場所に入札書類等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　平成26年２月17日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続き関係：上記３⑴に同じ。
仕様書関係：外務省大臣官房会計課管理室　松川　祐二／山下恵太朗　電話03―3580―3311　内線2250／3624